

令和6年度 赤い羽根 地域づくり応援助成金

東郷町内で活動するボランティア団体・町民活動団体が地域福祉推進の視点から「だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目指す事業に対して赤い羽根共同募金配分金を財源に活動支援をします。



助成対象

東郷町社協ボランティアセンターまたは東郷町民活動センターに登録しているか、町および社協助成団体であること。

助成金額

1団体につき、5万円を限度とします。

受付期間

令和6年6月3日（月）から令和6年6月21日（金）まで。

申請手続き

受付期間内に申請書を提出し、説明会に参加ください。
説明会で、審査委員へ申請事業の内容についてご説明いただきます。
説明会：令和6年7月9日（火）午後1時30分

東郷町福祉センター 2階 会議室

※説明会にかならずご参加ください。

審査方法

審査委員が申請内容を審査いたします。

過去に助成した事業の一例



卓球台を購入できました！

【申し込み・問い合わせ先】

社会福祉法人東郷町社会福祉協議会

電話：0561-37-5411

FAX：0561-37-5412

担当：地域福祉係



申請書は、社協HPからダウンロードできます。



※詳細は裏面をご覧ください！

【赤い羽根地域づくり応援助成事業募集要項】

項 目	内 容
目的	この事業は、東郷町内で市民や団体等が主体的に行う地域福祉活動に対し、赤い羽根共同募金を財源に助成を行い、地域福祉の活性化と共同募金運動の理解を図ることを目的とする。
対象団体	(1) 規約その他これに類するものを持ち、東郷町内において継続的にボランティア活動又は地域を限定せず、主に町民を対象とした活動を行う団体 (2) 構成員の5名以上が東郷町民で構成されている団体 (3) 設立後継続的に1年以上活動している団体 (4) 町民による自主的で営利を目的としない公益的な活動であって、その活動が宗教・政治に関するものではない団体 (5) その他本会会長が認めた団体
対象となる事業	(1) 地域住民を対象として住民の福祉意識を高め、地域への貢献が認められる事業 (2) 申請の事業計画が明確で具体性があり、企画内容が地域社会のニーズや課題を的確に捉えていること (3) 独創性があり、他の団体の模範と認められる事業 (4) 助成申請額のおおむね2/3以内の必要な備品の購入事業 (5) その他本会会長が認める事業
助成額	助成金の交付限度額は、1団体につき最高5万円とする。
審査方法	審査委員会において次の基準により審査を行う。なお、審査は説明会を経てその後最終審査において、助成対象事業及び助成額を決定する。
申請方法	助成金の交付を受けようとする団体は、「赤い羽根地域づくり応援助成事業交付申請書」に次の書類を添付して本会会長に提出する。
申請書類	(1) 事業収支予算書 (2) 団体の概要がわかる資料・パンフレット等 (3) 事業計画 (4) 会則、規約 (5) 会員名簿（住所のわかるもの） (6) その他本会会長が必要と認める書類事業収支予算書

